

05 教員組織

01) 学術院・学部

(教員組織)

A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況

A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

A群 教員組織の年齢構成の適切性

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【理念・目的】

本学では、建学の理念のもと本学がこれまで担ってきた役割を継承発展させるため、総合大学としての強みを生かしながら、大学の最も重要な人的資源である教員のより合理的・有機的な配置を行い、新時代に対応した活力ある教育研究を創造しうる大学システムの構築に積極的に取り組んでいる。

【実態】

本学では、従来、学部、研究科、研究所は独立した機関として位置づけられていたが、系統内の学部教育、大学院教育、研究機能の一層の強化を図るため同一系統ごとに学部・研究科・研究所を一体化した学術院を 2004 年 9 月に発足させた。

(- 02 - 03 『早稲田大学組織図』参照)

学術院の構成、運用の細部については、新たに学術院規則を制定し、各学術院には学術院長、副学術院長および学術院長補佐を置くとともに、最高意思決定機関として教授会を置き、教授会はその系統内の研究および教育に関する審議事項を議決している。学部、研究科の固有の問題は、学部運営委員会、研究科運営委員会を設置し、議決することもできる。また、学術院体制の発足に伴い、教学会議体についても見直し、一層の機動的、効率的な審議を行うため、大学全体の教学会議の最高意思決定機関として、「学術院長会」を設置している。

学術院の系統に属する学部、研究科、研究所を担当する教員は学術院が本属となっている。各学術院における教員基礎数は、学術院の構成単位により計算対象の項目は異なるが、以下の 3 項目をもとに算出している。

教員基礎数算出基準

- 1) 学部の学生入学定員 10 人に教員 1 人を原則とし、さらに授業料比率を考慮する。
- 2) 学部を基礎とする研究科については、大学院学生 40 人に対して教員 1 人を学部の教員数に加える。
- 3) 専門職大学院については、設置基準上の必要教員の 7 ～ 8 割を基礎数として加算し、

残りの2～3割は各系統から確保する。

各学術院に配置されている教員1人当たりの学生数は50～60人が中心となっている。教員1人当たりの学生数比率は、入学者数と留年者数の増減により変動するが、特に人数比が高い法学学術院においては、学生定員を減少させた移行期であることに加え、法務研究科を設立した際に法学学術院から法務研究科への転属教員がいたことが要因となっている。また、人数比が低い国際教養学術院においては、完成年度を迎えていないことに加え、少人数教育を目的として学費額の設定が通常文系学部の1.5倍であることが要因となり教員1人当たりの学生数が少なくなっている。

各学部における授業科目への専任教員の配置状況、専任、兼任の比率、年齢構成については、各学部による評価内容を参照願いたい。

【長所】

学術院体制において学部、研究科、研究所の系統内での縦の関係が一体的になり整理されたことで、他学術院との兼任嘱任など連携がスムーズになった。また、教員の基礎数の算出方法を策定したことにより、統一の基準で教員数確保が可能になっている。このことは、退職教員の後任人事や学術院の重点分野などに対する人事計画の策定につながっている。

【問題点】【改善の方法】

各学術院における教員基礎数は、2002年度に定義したものであるが、教員基礎数を上回って教員を配置している学術院は、退職者等を考慮し基礎数に達するよう計画的に人事を行う必要がある。また、他系統の授業科目を負担するコマ数および教職課程科目、スポーツ実習等の全学共通設置科目の負担は教員数換算をし、各系統の基礎数とは別に教員数として取り扱うなどのルールを検討する。

（教育研究支援職員）

A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【実態】【長所】

実験・実習を伴う教育では、特に安全の確保と技術的支援が必要されるため、職員や教務補助などの人員を配置することにより、安全かつ効果的に学生の教育研究活動が行われている。

外国語教育、情報処理関連教育においては、各学術院で独自に行っているものもあるが、全学部・大学院生を対象とする大学共通の組織としてオープン教育センター、MNC（メディアネットワークセンター）を設置している。オープン教育センター設置の「Tutorial English」は学生4人にチューター1人という少人数で週2回の授業を行う英語教育のプログラムである。この科目は、6学部から必修科目に指定されていること、学生の選択によ

り履修が可能なことから総履修者数は約 9,500 人で、5,200 グループに分けられて実施されている。この科目の授業運営業務は、(株)早稲田大学インターナショナルに委託しアウトソーシングの体制により行われている。MNC は、情報処理の基礎知識からプログラミング、ネットワークなど幅広く情報処理関連教育を行っている。全学共通の情報処理関連科目の運営はもとより、教職員、助手、TA との連携により学生への指導や端末室の管理運営を行っている。

TA の制度は、MNC のほかにも授業科目中、実験、実習、演習、実技その他、学部等において特に必要と認めた科目、または大学院修士課程もしくは専門職学位課程における研究指導のために、教務上の補助事務または補助作業を行わせるものとして学内各箇所において利用され、教育効果の充実向上が図られている。

【問題点】【改善の方法】

TA の制度は、教員の補助業務を行い教員の負担を少なくするなど授業の支援を目的としているが、授業形態・教育方法の変遷に伴い教務補助の役割、業務内容、各学部での時間数枠を見直す必要性が指摘されている。また、授業の支援を通じて授業の方法を学ぶ機会を得るような副次的な効果はあるものの、実際に教育を行う者にはなりえないため教育経験を積ませることのできる制度の検討、現行制度・運用方法の検討を行うことにより改善を図らなければならない。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A 群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B 群 教員選考基準と手続の明確化

B 群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

C 群 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【実態】【長所】

教員の任免に関する事項は、「教員任免規則」または「客員教員の受入に関する規則」に基づいて行われ、各教授会の議決を経て大学が行っている。ただし、客員教員および非常勤講師の嘱任・解任は、教授会に代わり学部運営委員会、研究科運営委員会で議決することが可能となっている。また、教員の募集・選考手続きなどについては、学術院教授会ごとに運用方法を定めている。

学術院教授会で任免に関する事項が行われることで学部、研究科、研究所の系統内を一体的に考えた人事を行うことが可能となった。

客員教員は、国内または外国から本大学に来訪し、一定の期間教育研究等の活動を行う任期制の教員である。受け入れ期間は 1 年以内であるが、特別な事情がある場合は更新が可能となっている。客員教員を雇用することにより教育研究水準の向上および学術交流の促進が図られている。

【問題点】【改善の方法】

今後の教育研究体制のさらなる活性化を図るためには、現行の教員制度に加え、積極的

に若手教員、若手研究員を雇用し、輩出していく制度を検討することにより改善を図らなければならない。

（教育研究活動の評価）

B 群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B 群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

B 群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【実態】

全専任教員の業績や専門分野等を掲載する「研究者データベース」の公開を行っている。各教員によるデータベースへの入力はい任意であるが、頻繁に更新され、教育研究成果に関する情報を積極的に公開することが社会還元につながり、教育研究活動についての社会的評価を受けることになる。

【問題点】【改善の方法】

データベースの構築時には、入力の促進活動などにより登録データが増えたが、今後は、登録データの追加・更新が頻繁に行われ、最新の状態を維持していく必要がある。データが公開されることの有効性など理解を求めるとともに、継続して更新が行われるための支援体制を検討する必要がある。

<まとめ>

今後の改善案

1．若手教員、若手研究員の雇用

現行の教員制度に加え、積極的に若手教員、若手研究員を雇用し、輩出していく制度を検討する。具体的には、2006 年度から徐々に雇用を開始する。また、若手教員、若手研究員の教育研究の向上のため既存組織とは異なる新たな教員所属組織を設置する。3 年間で 120 人程度を雇用する。

2．教員基礎数の改善

教員基礎数を上回って教員を配置している学術院は、定年退職者の後任人事を計画的に行うなど教員基礎数に基づく適正な在職教員数にするよう今後 10 年間で調整する。また、上記 1 にある若手教員・研究員の雇用を勘案したうえで教員基礎数の見直しを図る。教員の基礎数ばかりでなく学科目配当数の削減・整理により教員負担の軽減を図るよう合わせて検討する。

3．TA 制度の見直し

現行 TA 制度の改善については、各研究科からの代表者による箇所横断的な大学院教育に関する WG での審議（2005 年度末まで）を踏まえ、授業の支援を通じて授業の方法を学ぶ機会を得るような副次的な効果を狙うものから直接教育経験を積ませることのできる制度などの検討を行う。